

税のお知らせ

国民健康保険税の主な改正点

■平成20年度から制度が変わりました

平成20年4月から75歳以上のすべての被保険者は、現在加入中の健康保険から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行されました。

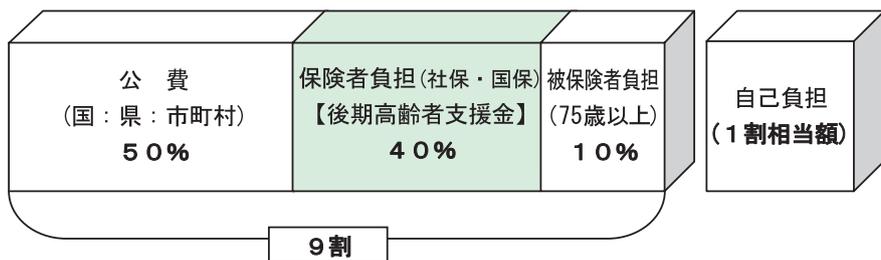
この制度の開始に伴い、国保税は【医療分】と【介護分】に【後期高齢者支援金分】を加えた3本立てになります。

■後期高齢者支援金とは

後期高齢被保険者自身が医療機関で支払う自己負担を除いた約9割のうち、公費(国、県、市)から約5割、後期高齢被保険者の皆さんからの保険料で1割、残りの約4割を75歳未満の方からの支援として各保険者(社保・国保等)が負担することになります。

この4割の負担分を「後期高齢者支援金」として、今までの基礎課税分(医療分)を医療分と支援金分とに明確に分けて算定することになりました。

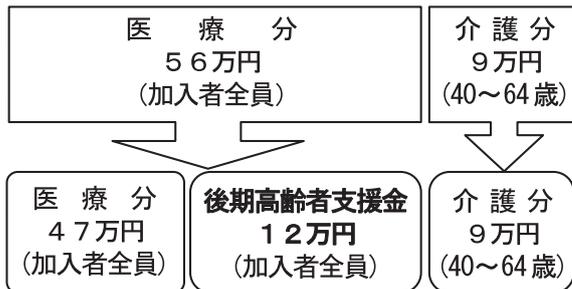
～後期高齢者医療財源内訳～



■国民健康保険税の課税限度額について

平成20年度の課税限度額についても、地方税法施行令が次表のように改正されました。

現行



平成20年度～

■国保税の納め方

【普通徴収】

納付書または口座振替により、7月から翌年2月までの8回に分けて納めて頂きます。

- ・1期(7月) ・2期(8月)
- ・3期(9月) ・4期(10月)
- ・5期(11月) ・6期(12月)
- ・7期(1月) ・8期(2月)

【特別徴収】

平成20年4月から、65歳から74歳までの世帯主の方で、一定の要件に該当する方は、

事例	世帯主	妻	子	徴収方法
1	国民健康保険(72歳)	国民健康保険(68歳)	—	特別徴収
2	国民健康保険(72歳)	国民健康保険(63歳)	—	普通徴収
3	後期高齢者医療(78歳)擬制世帯主	国民健康保険(68歳)	—	普通徴収
4	社会保険(72歳)擬制世帯主	国民健康保険(68歳)	—	普通徴収
5	国民健康保険(72歳)	国民健康保険(68歳)	国民健康保険(40歳)	普通徴収

■世帯構成別の徴収方法の例

※国保の納税義務者である世帯主が後期高齢者(75歳以上)で、家族に国保に加入している75歳未満の方がいる世帯には、後期高齢者医療保険料通知書と国保納税通知書が同時に届きます。

年金から保険税を差し引いて納めていただく方法(特別徴収)に変わりました。

- ・仮徴収(4、6、8月)
- ・本徴収(10、12、2月)

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

申告が必要です!

税源移譲時、所得が大幅に減少したことにより、所得税の変更による税負担軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の影響のみを受けられる方には、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

平成19年1月1日現在二本松市にお住まいの該当される方には6月下旬に市・県民税減額申告書を送付します。

なお、平成19年1月2日以降転入された方は、前住所地で申告してください。

申告期間

7月1日～8月31日まで

◎問い合わせ・申告先:

税務課市民税係

☎(55)5085

または

各支所地域振興課庶務係